

＜地方消費税の引上げ分に係る使途の明確化について＞

令和元年10月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位：千円】

項 目		決 算 額
歳 入	令和2年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	80,653
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	546,849

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位：千円】

予 算 科 目			対象経費	財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
款	項	目		国県支出 金	地 方 債	そ の 他	引上げ分の地 方消費税交付 金(社会保障財 源化分)	そ の 他
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	39,145	28,938	0	0	5,807	4,400
民生費	社会福祉費	老人福祉費	126,847	6,172	0	3,466	18,712	98,497
民生費	社会福祉費	障害者福祉費	195,123	126,341	0	0	28,793	39,989
民生費	社会福祉費	後期高齢者医療費	32,506	17,443	0	0	4,759	10,304
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	21,416	6,028	0	0	3,145	12,243
民生費	児童福祉費	児童措置費	81,770	69,182	0	0	12,098	490
民生費	児童福祉費	母子福祉費	1,003	273	0	0	161	569
衛生費	保健衛生費	予防費	43,873	1,358	0	2,286	6,452	33,777
衛生費	保健衛生費	母子衛生費	5,166	471	0	162	726	3,807
合 計			546,849	256,206	0	5,914	80,653	204,076

※一般職人件費・一般事務費は除く。